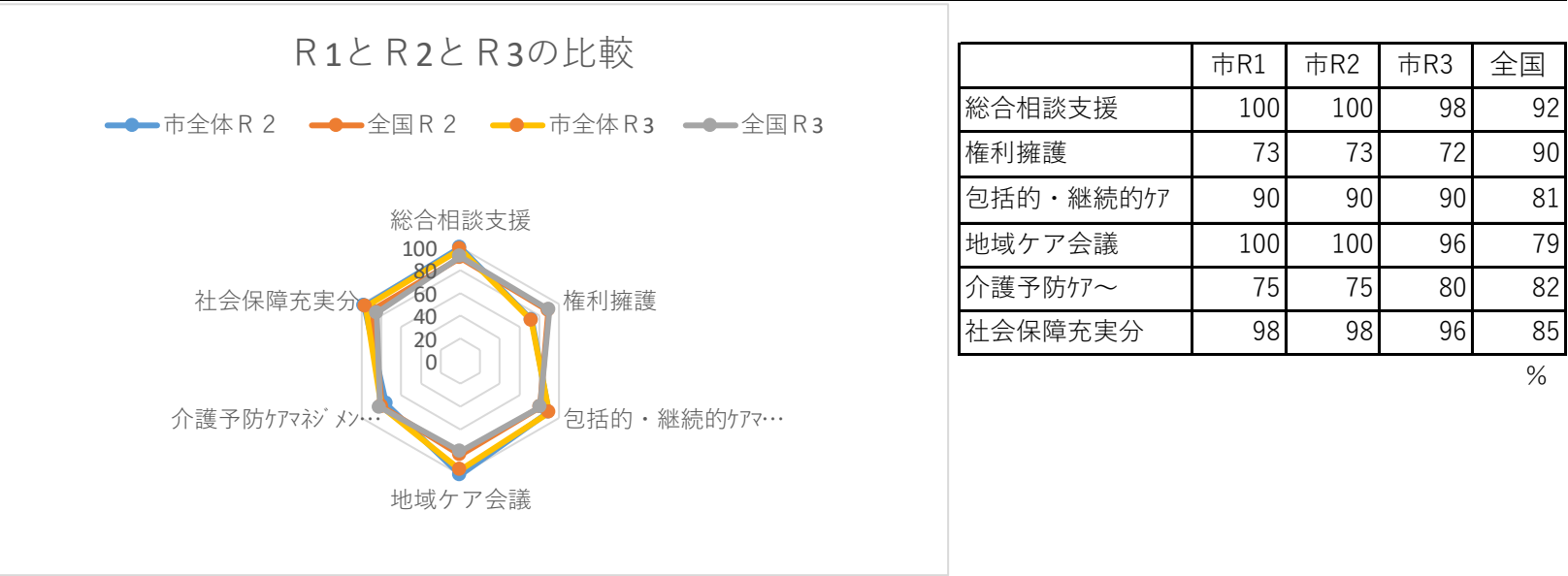




評価結果	今後の対応
【権利擁護】 ・包括が消費生活被害の相談を受けた場合の評価指標しかないため、実際に被害があったかどうかにかかわらず、相談を受けなかった場合は一律に評価が低くなる。 ・成年後見制度の市長申立に関する判断基準がない。 【包括的・継続的ケアマネジメント】 ・コロナ禍で居宅介護支援事業所との検討会等が中止になった。 【介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援】 ・居宅介護支援事業所への重度化防止に関する方針の周知が不十分 ・セルフマネジメントの手法が活用されていない。 【地域ケア会議】 ・地域ケア地区会議、個別会議の実施は定着しているが、コロナ禍で予定どおりにはできなかった。	【権利擁護】 ・民生委員や町内会の会合等で消費者被害に関する注意喚起を行っていく。また、社会福祉士と消費者センターとの交流会等を通して連携を深め、啓発活動に取り組む。 ・ケース対応事例を積み重ね、当該事例の共有を市と包括で行うことを継続する。 【包括的・継続的ケアマネジメント】 ・居宅介護支援事業所と、防災や介護保険制度改正等に対する検討会等を実施しており、今後も継続していく。 【介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援】 ・介護支援専門員を対象とした研修会や勉強会等で周知を行う。 ・セルフマネジメントの手法の検討を行う。 ・介護予防ケアマネジメント基本方針、改訂した総合事業マニュアルの活用を推進 【地域ケア会議】 ・困難ケースだけでなく、介護予防のための個別会議も継続して行っていく。



- 【平成29年度以降の改善事項（抜粋）】
- 【権利擁護】
- ・消費生活被害に関する関係機関との連携を高めた。（商工課及び消費生活相談センターと定期的な会議を新設）
- 【包括的・継続的ケアマネジメント】
- ・介護支援専門員からの相談内容の整理（相談内容と件数を業務報告に追加）
- ・介護支援専門員を対象とした研修会や勉強会を活用し意見交換等を実施
- ・介護予防ケアマネジメントの基本方針を作成
- 【地域ケア会議】
- ・自立支援・重度化防止の観点から多職種と連携し、個別事例の検討を実施
- 【介護予防ケアマネジメント】
- ・総合事業マニュアルの改訂(令和4年2月)

用語説明

・総合相談支援…地域の高齢者に対し、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等支援を行う。(総合相談、ネットワーク構築等)
・権利擁護…権利侵害を受けている、また受ける可能性が高い高齢者に対し、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。(虐待対応・詐欺被害対応・成年後見制度の紹介等)
・包括的・継続的ケアマネジメント支援…個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるようにするために地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行う。
・地域ケア会議…高齢者等の地域の人々や介護支援専門員等の専門職の声を地域包括ケアの推進に活かし、地域の実態に合致した地域包括ケアを構築するための会議。本市の場合は、地域ケア個別会議、地域ケア地区会議、地域ケア推進会議を地域ケア会議と位置付けている。
・介護予防ケアマネジメント…介護予防・生活支援サービスのみを利用する高齢者に対し、心身の状況に応じて、自らの選択に基づき適正な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行う。
・指定介護予防支援…介護保険における予防給付の対象者となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等ができるよう支援する。
・社会保障充実分…在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との事業間の連携を評価するもの
・セルフマネジメント…自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うこと。(介護予防手帳の活用など)